



北陸地方整備局建政部
記者発表資料

配布日時	令和7年10月14日
取り扱い	配付後解禁

「建設業法令遵守に関する講習会」を開催します！ ～ みんなで守る適正取引 ～

国土交通省及び都道府県では、10月・11月・12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、幅広く法令遵守に関する活動を実施します。

「建設業取引適正化推進期間」については、国土交通省ホームページをご参照ください。

URL：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000027.html

（「建設業取引適正化推進期間」で検索も可能です。）

「建設業取引適正化推進期間」における取組として、建設業における一層の法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象とした「建設業法令遵守に関する講習会」を開催します。

■ 講習会の概要 ※詳細は別紙をご覧ください。

開催日時：令和7年11月14日（金）13：15 ～ 16：45

開催方法：オンライン（Zoomミーティング）

募集定員：300 名

講習内容：建設業の処遇改善に向けた取組（CCUSの普及促進）について

建設業の適正取引に向けて ～実際のトラブル事例を踏まえて～

建設工事における労働災害防止について

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組

足場等に係る安全対策について

社会保険基礎

国土交通省における一人親方対策について

申込方法：別紙に記載のURLまたは二次元コードよりお申し込みください。

申込〆切：令和7年11月4日（火）

- 本講習会は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の認定講習となります。
- 講習会の取材を希望される場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【配布先】

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
新潟・富山・石川県内建設専門紙

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局
建政部 建設業適正契約推進官 小林
建政部 計画・建設産業課 課長補佐 佐々木
Tel：025-370-6571 Fax：025-280-8746

建設業法令遵守に関する講習会
開催のお知らせ

10月・11月・12月は「建設業取引適正化推進期間」です。建設業における一層の法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象とした「建設業法令遵守に関する講習会」を開催します。是非ご参加ください。受講は無料です。

開催日時 令和7年11月14日（金） 13:15～16:45

開催方法 オンライン（Zoomミーティング）

募集定員 300名

講習内容及びスケジュール（予定）

※講義タイトルは変更となる場合があります

■建設業における適正な取引について【13:25～14:25】

- ・建設業の処遇改善に向けた取組（CCUSの普及促進）について 講師:（一財）建設業振興基金
- ・建設業の適正取引に向けて 講師:（公財）建設業適正取引推進機構
～実際のトラブル事例を踏まえて～

■建設工事における労働災害防止について【14:30～15:40】

- ・建設工事における労働災害防止について 講師:厚生労働省 新潟労働局
- ・建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに 講師:国土交通省 不動産・建設経済局
向けた取組
- ・足場等に係る安全対策について 講師:全国仮設安全事業協同組合

■社会保険・一人親方に関する説明【15:45～16:45】

- ・社会保険基礎 講師:社会保険労務士
- ・国土交通省における一人親方対策について 講師:国土交通省 不動産・建設経済局

主催 国土交通省 北陸地方整備局、厚生労働省 新潟労働局、
新潟県、富山県、石川県

協賛 （公財）建設業適正取引推進機構、
（一社）新潟県建設業協会、（一社）新潟県建設産業団体連合会、
（一社）富山県建設業協会、富山県建設産業団体連合会、
（一社）石川県建設業協会、石川県建設産業連合会

※本講習会は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の認定講習となります。

受講をご希望の方は、下記URLまたは二次元コードからお申込みください。

（お申込みにあたっての注意事項は次頁をご覧ください。）

【URL : <https://forms.gle/8ZRa7RUczc8VfzUA9>】

※申込期限 **令和7年11月4日（火）** まで



お申込みにあたっての注意事項

- * 定員に限りがあるため、お申込みは1社あたり7名までとさせていただきます。
- * お申込みの受付につきましては先着順（ただし、新潟県、富山県、石川県の建設企業を優先します）とし、定員になり次第〆切とさせていただきます。なお、定員に達しない場合でも、令和7年11月4日（火）に受付を終了します。
- * 定員等により受講をお断りする場合は、個別にご連絡いたします。連絡がない場合は受講可能です。
- * 受講方法、講習で使用する資料及びWeb会議システムのURL等については、講習会の2日前を目処に、申込登録された受講者のメールアドレス宛に送付しますので、メールアドレスの記載間違いのないようお願いします。
- * C P D Sの受講証明をご希望された方につきましては、講習会の開始、中間、終了直前に、受講者氏名と顔が含まれたスクリーンショットを主催者側で取得します（※2回以上、受講の様子が確認できなかった場合は、C P D Sの取得対象外としますので、あらかじめご了承ください。）ので、受講者1名につき1台のカメラ付きのP Cが必要となります。
なお、C P D Sの受講証明をご希望されない場合は、カメラ付きのP Cである必要はありません。
- * C P D Sの受講証明をご希望された方につきましては、主催者側でC P D S事務局へ代行申請を行いますので、個別に申請いただく必要はありません。なお、個別の受講証明書は発行されません。
- * 本講習会は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（C P D S）の認定講習です。他団体のC P D等に提出するための受講証明書は発行されません。
- * 申込登録された個人情報、講習会に関する業務以外の目的には使用しません。

請負代金や工期設定は
適正ですか？

みんなで守る適正取引

令和7年度10・11・12月

建設業取引適正化推進期間

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化推進期間

Q 檢索